

2012年8月28日

厚生労働大臣
衆議院議員 小宮山 洋子 様
復興大臣
参議院議員 平野 達男 様
復興副大臣兼内閣府副大臣
衆議院議員 吉田 泉 様

東日本大震災被災者の介護保険料と 介護保険利用者負担の減免の継続を求める要望書

【要望項目】

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を講ずること。

【要望理由】

国は、各都道府県介護保険主管部あての「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取り扱いについて」（平成24年7月24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）において、市町村が発行した免除証明書は平成24年10月1日以降無効なものとして取り扱うこと、利用者負担又は介護保険の保険料の減免について今までの国としての特別の財政支援は行わないことを連絡しました。ただし、「介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」（平成12年厚生省令第26号）の基準を満たす場合のみ、平成23年10月1日から平成25年3月31日までの間に係る減免額10分の8について財政援助をすることとしました。

10月以降、被災市町村に介護保険料と介護保険利用者負担（1割）の減免の継続の如何の判断と減免額10分の2の負担を押し付けたといわざるを得ない国の対応です。

被災地では、多くの被災者が収入の道を断たれ、生活の再建すらままならない状況です。将来への不安を抱え、長引く避難生活で疲労が蓄積し、体調不良や持病の悪化などが顕著になっています。

国は生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらずに継続するための財政措置を講ずることを要望いたします。

【要望団体】

岩手県生活協同組合連合会 会長理事 加藤 善正
宮城県生活協同組合連合会 会長理事 齋藤 昭子
福島県生活協同組合連合会 会 長 熊谷 純一

(公 印 略)